

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料の引下げについて（メモ）

【労働者災害補償保険（労災保険）関係】

<現行の財政的な仕組み（概要）>

保険料（一般保険料）の率：事業の種類ごとに厚生労働大臣が定める（2.5／1000～88／1000）（令和3年度）（全額事業主負担）

※ 業種ごとの具体的な保険料率は、別紙1

（保険料率の設定の考え方）

保険給付等に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、過去3年間の災害率等を考慮して定める（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（徴収法）第12条第2項）。

国庫補助：約800万円（令和3年度当初予算）（別紙2）

（国庫補助の趣旨）

労災保険においては労働基準法上の事業主の災害補償責任の限度を超える補償を行っていることを踏まえ、事業主全体の負担を考慮した政策的配慮として、「国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる」（労働者災害補償保険法（労災保険法）第32条）とされている。

実際には、「労災年金制度の創設以前のじん肺、脊損患者に対する給付費用の一定割合を必要額として積算している」との答弁がなされており（第186回国会参議院厚生労働委員会会議録第3号（平成26年3月17日）半田有通厚生労働省労働基準局安全衛生部長答弁）、最近では極めて少額となっている。

積立金：約7兆8千億円（令和2年度決算）（別紙3）

（積立金の趣旨）

労災保険の積立金は、既裁定の労災年金受給者への将来の年金給付費用（確定的債務）に充てる原資として積み立てているものである（特別会計に関する法律（特別会計法）第103条第1項）。

<保険料の引下げについて検討すべき事項>

- 現下の経済情勢に鑑み一時的に（保険給付を引き下げることなく）保険料の引下げを行うという趣旨の場合、その財源の穴埋めの必要が生じた場合には、積立金からの資金の取崩し（特別会計法第103条第2項・第5項※後の適当な時期に保険料の引下げ分を補填するための調整が必要となる可能性がある。）や、国庫補助の増額（労災保険法第32条）によって対

応することが考えられるか。ただし、上記の積立金や国庫補助の趣旨に照らして、保険料減収の補填のためにこれらの手法を用いることが適当といえるかどうかについての検討を要すると考えられる。

※ 東日本大震災後には、被災した区域の休業又は事業活動の縮小があった一定の事業主について最長1年間の保険料の免除が行われている（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条）。

- 恒久的な制度改正としての保険料の引下げという趣旨の場合、保険料・積立金・国庫補助の見直しのほか、上記の保険料率の設定の考え方（3年ごとの収支の均衡）に照らすと、保険給付の引下げをも検討する必要があるか。

この点、労災保険は、労働基準法により使用者に義務付けられている災害補償を担保する性質も有しており（労働基準法上の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、労働基準法上の災害補償責任が免除される（同法第84条第1項）、仮に、労災保険給付について同法の水準を下回る水準にまで引き下げられる場合には、事業主に資力がない場合に労働者が同法に定められた補償を受けることができなくなることについてどのように考えるか。

【雇用保険（失業等給付）関係】

< 現行の財政的な仕組み（概要） >

保険料率：2/1000（令和3年度）（労使折半）（別紙4・5）

※ 徴収法及び雇用保険法の本則上は8/1000となっているが、弾力条項（徴収法第12条第5項）及び暫定措置（徴収法附則第11条第1項・第2項）の適用により、上記の保険料率となっている。

（保険料率の設定の考え方）

- 法律上規定されている保険料率を基本としつつ、積立金の状況に応じて厚労大臣が一定の幅で弾力的に保険料率を増減できる仕組み（いわゆる弾力条項が設けられている）となっている。
- 弾力条項の適用に当たっての配慮事項として、「雇用及び失業の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、雇用保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする」とされている（徴収法第12条第7項）。

国庫負担：2.5%を負担（雇用保険法第66条第1項第1号・附則第14条第1項）（令和3年度）（別紙4・5）

※ 雇用保険法本則においては25%を国が負担することとなっている

(雇用保険法第 66 条第 1 項第 1 号) が、暫定措置としてその 10 分の 1 の 2.5% の負担となっている (雇用保険法附則第 14 条第 1 項)。

(国庫負担の趣旨)

- 失業は、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一旦を担うべきことから、労使双方の拠出のみに委ねることなく、国庫も費用の一部を負担することとされている。
- 国庫負担率については、積立金の状況、国全体の財政状況等を踏まえ、平成 19 年度以降本則の 25% よりも低い割合となっている (別紙 4・5・6)

積立金：約 2 兆円 (令和 2 年度決算) (※別途、雇用安定資金への貸出金が累計約 1.4 兆円) (別紙 5・7)

参考 令和 3 年度補正予算成立後の見込額：約 1.3 兆円 (別途、雇用安定資金への貸出金が累計約 2.6 兆円) (別紙 7)

(積立金の趣旨)

失業は経済の変動に応じてかなり増減を示すものであり、雇用保険の収支は単年度ごとに収支のバランスを図ることは本来的に不可能であり、特に、不況による失業者多発の際には、給付が増加し赤字となっても、経済界が不況にあるため保険料率を引き上げがたいという性格を持っていることから、好況期に生ずる剰余金を積立金として保有し、これを不況期に増大する給付の財源として積み立てているものである (特別会計法第 103 条第 3 項)。

<保険料の引下げについて検討すべき事項>

- 現下の経済情勢に鑑み一時的に (失業等給付を引き下げることなく) 保険料の更なる引下げを行うという趣旨の場合、積立金からの資金の取崩し (特別会計法第 103 条第 4 項・第 5 項 ※後の適当な時期に保険料の引下げ分を補填するための調整が必要となる可能性がある。) や、国庫負担の引上げ、国庫からの臨時的な繰入れ等によって対応することが考えられるか。
 - ※ 東日本大震災後には、被災した区域の休業又は事業活動の縮小があった一定の事業主について最長 1 年間の保険料の免除が行われている (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 81 条)。
 - ※ 今般の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため、国庫からの臨時的な繰入れが行われている (雇用保険法附則第 14 条の 2)。
- 恒久的な制度改正としての保険料の引下げという趣旨の場合、財政の均衡のため、保険料・積立金・国庫負担の見直しのほか、給付の引下げをも検討する必要があるかどうか。